

# 群馬大学大学院保健学研究科入学試験委員会規程

平成 25. 4. 1 制定  
改正 平成 26. 4. 1

## (設 置)

第 1 条 群馬大学大学院保健学研究科に入学試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集に関する事。
- (2) 入学試験に関する事。
- (3) 出題・採点委員の選考に関する事。
- (4) その他入学試験の実施に関する事。

## (組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 保健学研究科の主担当を命ぜられた教授のうち保健学研究科長が指名する者
- (2) 保健学研究科教務委員会委員長
- (3) 各講座から選出された教授 各 1 人

## (任 期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

## (会 議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

## (委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

## (事 務)

第 8 条 委員会の事務は、昭和地区事務部学務課において処理する。

## (規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

## 附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。